

「新県立博物館基本計画策定調査業務」企画提案プロポーザル参加仕様書

1 目的

「新県立博物館基本構想」に示す考え方に基づき、魅力的な博物館として具体化するための「新県立博物館基本計画」案をとりまとめる企画運営業務及び検討に必要な民間活力導入可能性調査等の関連調査業務を委託する。

2 委託業務の内容

別添「新県立博物館基本計画策定調査業務委託仕様書」のとおり。

3 委託料上限額

36,448千円（消費税及び地方消費税を含む。）

本委託業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定します。

4 企画提案者の参加資格

次の掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県からの入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）により、落札停止措置を受けている期間中である者及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 平成10年4月1日以後に博物館に関する同種業務又は類似業務について、元請けとしての実績を有すること。ただし、リニューアルの元請けとしての実績は含まないものとする。

なお、博物館とは、自然系又は人文系の資料を保管するための収蔵機能及び展示機能を有する施設で、国（公社・公団及び独立行政法人を含む。）都道府県又は市町村が設置した総合博物館（自然系及び人文系の両分野にわたる展示資料を扱う博物館）自然系、人文系のいずれかの分野の博物館（水族館、動植物園、美術館を除く。）とする。また、同種業務とは、その基本計画業務を、類似業務とは、その展示設計業務とする。

- (6) (5)の実績をもつ技術者を当該業務の技術者として配置できること。
- (7) 6の説明会に参加できる者であること。

5 不適合事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

- イ 提案者が同一事項のプロポーザルに対して、二つ以上の提案をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
- オ 提出書類が、提出期限を越えて提出されたとき。
- カ その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 説明会の開催

企画提案プロポーザルを希望する者に対して、次のとおり説明会を開催する。

なお、説明会に参加できる人数は、1社当たり2名までとする。

また、参加を希望される業者については、前日午後5時までに「社名」、「参加者数」、「連絡先」を下記14の担当部局までFAXまたはE-mailで知らせるものとする。

- (1) 日時 平成20年4月11日(金)午後1時30分から
- (2) 場所 三重県津市広明町13番地
三重県生活・文化部 相談室(三重県庁8階)
- (3) 内容 現況説明、提出資料、建設予定地等の説明

7 企画提案プロポーザル参加意思表明書及び参加資格確認申請書の提出

企画提案プロポーザルの参加を希望する者は、次の(1)から(4)に掲げる証明書等を平成20年4月14日(月)午後5時まで(必着)に下記14の担当部局まで提出(郵送又は持参)するものとする。

- (1) 企画提案プロポーザル参加意思表明書及び参加資格確認申請書
- (2) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納額がないこと用)」(税務署が過去6か月以内に発行したもの)の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの)の写し

8 企画提案プロポーザル参加資格確認申請書の審査及び結果通知

提出された企画提案プロポーザル参加資格確認申請書により、4の参加資格要件を満たしているかを判断し、その結果を提案者に対し、通知する。通知を受けた者は、10により期日までに企画提案書を提出するものとする。

9 プレゼンテーション又はヒアリングの実施

- (1) 上記8で通知を受けた参加意思表明者については、企画提案者毎に時間を設定し、企画提案プロポーザル選定委員会において、プレゼンテーション又はヒアリングに参加できるものとする。
- (2) プレゼンテーション又はヒアリングの日程
日時及び場所：該当企画提案者に通知する。
- (3) プレゼンテーション又はヒアリングの説明
配置予定技術者が説明すること。

1 0 企画提案書の提出

(1) 技術提案件数 1 件

(2) 提出期日等

ア 提出期日 平成 2 0 年 4 月 2 5 日 (金) 午後 5 時まで [必着]

イ 提出場所 三重県生活・文化部 新博物館整備プロジェクト
(三重県津市広明町 1 3 番地)

ウ 提出方法 上記の期日までに上記の場所へ郵送又は持参すること。

(3) 提出資料及び提出部数

ア 提出部数 9 部

イ 提出書式 A 4 版 (A 3 版の場合は折り込みし A 4 版とすること)

ウ 以下の様式について作成すること。

様式 1 会社の概要・規模

様式 2 同種・類似業務実績

様式 3 業務実施体制

様式 4 配置予定技術者の経歴等

様式 5 配置予定技術者の実績事例

様式 6 業務の実施方針

様式 7 業務のスケジュール

様式 8 基本計画業務見積書

1 1 最優秀提案の評価及び最優秀提案者の決定

(1) 上記 9 で開催されるプレゼンテーション又はヒアリングにおいて、聴き取り調査を行い最優秀提案者を決定する。その結果については、プレゼンテーション又はヒアリング参加者に対して文書で通知する。

(2) 最優秀提案者決定の評価基準

- ・ 基本的な事項 (提案者の概要・規模)
- ・ 事業の実施体制 (組織体制、配置予定技術者)
- ・ 業務の実施方針 (事業への理解度、基本計画策定の考え方、調査の進め方等)
- ・ 業務スケジュール
- ・ 業務内容に則した見積り (見積書)

1 2 契約方法等

(1) 「三重県会計規則」第 6 5 条第 3 号の規定により、作成された予定価格の範囲内で、最も優れた企画提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

(2) 契約方法に関する事項

ア 契約事項を示す場所は、下記 1 4 の場所とする。

イ 契約保証金は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上とする。ただし、規則第 7 5 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

ウ 契約書は 2 通作成し、三重県及び受注者の双方各 1 通を保有するものとする。
なお、契約金額の表示は、消費税を内書で記載するものとする。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(3) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項に定めるところにより行うものとする。

1.3 その他

(1) 企画提案に関する質問は、4月1日(火)から4月16日(水)までE-mailで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は、質問者あてに行うとともにホームページ上で随時公開する。

・ E-mail : shinhaku@pref.mie.jp

・ ホームページ : <http://www.pref.mie.jp/SHINHAKU/HP/>

(2) 提出された企画提案書は返還しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。

(4) 企画提案書を提出する業者が、他の業者の協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

1.4 担当部局

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県生活・文化部 新博物館整備プロジェクト

電話 059-224-2175 FAX 059-224-2408

E-mail shinhaku@pref.mie.jp